

幼児の母



昭和十五年

紀元二千六百年家 庭奉祝要項

十一月

紀元二千六百年

今月十日には、紀元二千六百年式典が舉行せられ、翌十一日には、同じく奉祝會が催されます。兩日共、宮城外苑に天皇・皇后兩陛下の行幸・行啓を仰ぎ奉り、國內は素より、海外よりも集ひ列る參列者によつて、萬歳を壽ぎ奉るのであります。

今年は、年の始めから、紀元二千六百年の祝ひに充ちてゐます。時局下、華美壯麗な方法による祝ひ方は差控へられてゐますが、その喜びは國にも、丁度小島を圍つて打ち寄せる快い波の様に、あります。

十一月十日、十一日、こそ、その日であります。

必ず感じられてゐることでせう。是非感じさせる様に、家々でも意を用ひて來たことでした。

たゞ、今まで別に此の日といつて、特にそのための祝ひの日がありませんでしした。そのため、家々でも、特に幼い

人達も喜び祝ふ様な形で、家庭に於ける紀元二千六百年奉祝をする機会が無かつたかも知れません。少くも、全國の家庭が、日本の家庭として、この祝ひを共にする日はありませんでした。

各家庭では神棚や佛壇を淨め、お供物をして一家揃つて拜みませう

四 お祝ひ

神佛に對しては飽くまで嚴肅にせねばなりませんが、その一方家庭のお祝ひは出來るだけ楽しいものに致しませう

二 神詣り

國民舉つて皇威宣揚を祈願し、銃後國民としての心の弛みを戒しめ、天業翼賛の誓ひを固めませう。各自でお詣りする事は素より結構ですが、隣組、隣保班、町内會、部落會、團體等に依る参拜も意義ある事と思ひます。

三 お祭り